

事務局長	事務局	作成者	起案日 2年//月18日
			決裁日 2年//月18日

農業委員会令和2年10月総会

開催日時 令和2年10月22日 午後1時30分～

開催場所 6階教育委員会会議室

出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
 ④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久
 ⑦久保田 哲夫 ⑧砂口 勝紀 ⑨辻本 恵美子
 ⑩辻本 卓郎 ⑪中東 郷美 ⑫橋本 徹
 ⑬山崎 勝彦 ⑭山田 哲三

事務局 松前、中道、角田

閉会時間 午後3時00分

西口会長 それでは、まだ少し定刻前でございますけども、守口市農業委員総会をただいまから始めたいと思います。

先般は、いつも全員集まったの研修会ってありますけども、地区別の農業委員会研修会ということで、先般は、柏原へ御参加いただきまして、ありがとうございました。

当日はいろいろな事業が盛りだくさんでありまして、一番私は大事やと思うんですけども、地区別農業委員会の研修会、この冊子です、当日は、鈴木局長がはしょった説明で十分御理解はいただきに良かったと思います、ぜひ、また改めて御一読をお願いできればありがたい。世界の農業情勢、日本国の農業情勢、大阪府の農業情勢も逐一、細かく書いてありますので、研修に参加された方もぜひ一読をお願い申し上げたいなと思います。

今は御承知のように、ウィズコロナの時代であります。いつの間にやら、私たちは不安な時代に生きているなと感じています。少し思い出しさせていただきますとわかりますように、毎年のように風水害がありますし、また地震もあります、噴火もあります。近隣諸国との不協和音といいますが、韓国ともあまりしっくりいきりありません。事件もいろいろな事件が起こります。ということで、何か不安な時代

に生きているなと思う、このごろであります。皆さん方も常々思われていると思うんですけども、今までの常識が通用しない時代といえますかね、世界自体が今までとかなり違う世界に突入していったんではないかとお感じになる方が多いと思います。

ということで、当分社会生活も経済のほうも縮んだような形で進んでいこうかと思えます。いろいろ大変な時代でありますけども、・・・、皆さん方、農業委員会は、こと農業のほうにいろいろ関心を持っていただいて、ちょっとでもいいように、前へ進めるような形でお進めいただければありがたいと思えます。

守口の農業委員会は、御承知のように女性の方が3人入っていただいています。こないだも新聞を見ていますと、女性活躍推進に向けて有識者の懇談会というのが開かれています。ということで、いろいろ女性の活躍を将来期待したいということで、1つは地域のリーダーの主役に女性が参加していただきたいの1つがありますし、もう1つは、役職に女性の方も登用いただきたいと。登用に向けて動きを進めたいという話もありますし、もう1つはですね、地域農業の方針策定についてもやっぱり女性の方の積極的な参画をお願いしたいというようなことを課題にして、有識者懇談会というのを開催させていただくということで、農業、こと日本の中でもいろんな試みが始まっているということで、新聞紙上も十分に見ていただいて、今後の皆さん方の都市農業といえますか、守口農業もちょっとでも前へ進むような形でお進めいただけるとありがたいなと。

挨拶も何や、あちこちな話になりましたけども、これぐらいで終わらせていただいて、今月のあれ、進めていきたいと思えます。ごめんなさい、ちょっと座らせていただきます。

それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたしまして、初めに農業委員会憲章を唱和したいと思いますけども、9月の総会に引き続き、新型コロナウイルスの関係がありますので、皆さん、手元に回しますんで、まだですね、おまへん。準備できますかな。ちょっとお待ちください。

事務局 先に案件のほうから。今、ちょっと取りに行つて。

西口会長 取りに行つてくれる、ちょっとお待ちください。

事務局 すみません、お待たせしました。

西口会長 今、お配りいただきましたので、その場所で、皆さん、委員の皆さん

ん方、黙読をお願いいたします。1分間ほどとらせていただきます、
よろしくをお願いいたします。

【農業委員会憲章の黙読】

西口会長 ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日欠席委員はございません。したがって、本日は14名全員の御出席でございます。
以上、報告を終わります。

西口会長 ありがとうございます。全員の出席でありますので、会議は成立いたします。本日の署名委員は、辻本恵美子委員と辻本卓郎委員のお二方、よろしくお願いいたします。

それでは、発言に際しまして、委員の皆様、また拳手をお願いしまして、私から指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

協議事項(1)の「農地重点パトロールについて」、先般決めていただいた梶地区について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。

前回の総会で、各委員さんの御都合を確認させていただき、その後、調整させてもらった結果、開催日は令和2年11月12日、木曜日に決定いたしました。

集合時間は午後1時に、梶町のポンプ場、梶ポンプ場で、その後、梶地区を1時間ぐらいかけて、農地を7カ所歩き、パトロールしていただく予定でございます。

パトロール後は、JA庭窪支店の会議室で、14時30分から15時30分までの1時間、意見交換会を行います。

この重点農地パトロールは、遊休農地の発生を防止し、市内の農地状況や担い手及び後継者などを把握するためのものとなっております。

なお、当日はJA北河内の守口ブロック長の■■■■氏と、大阪府農業会議の職員さんが同行、及び取材される予定となっております。

また、お手元のほうに、重点農地パトロールの資料をお配りしております。既に委員の皆様につきましては、御存じになられているこ

とばかりだとは思いますが、農地重点パトロールの前に農業委員さんとして御注意していただきたいことをまとめた資料となっていますので、いま一度、御一読をしていただければと存じます。
以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。農地パトロールの冊子もつくっていただいていますので、一読いただいているかと思えますけども、もう一度、ごらんになっていただいて。

従前はパトロールは、ここにおられる皆さん方、農業委員の皆さん方と大阪農業会議の職員さんと、そういうメンバーで利用状況の現状を把握してもらっていたんですけども、今回は事務局説明ありましたように、守口のブロック長も一緒にパトロール、同行いただくように、市のほうと私のほうもお願い申し上げました。ほかの農業委員会の農地パトロールは、富田林あたりは市長も一緒にパトロール、同行されているところもありますし、場合によっては助役といいますが、副市長も同行されているところもあります。場所場所によって、いろんなメンバーの人が参画いただいています。

さっき・・・さん、ポンプ場の場所おっしゃっていたの、わかりますかね。皆さん、ポンプ場の場所、わかりますかね。

男性委員 よくわからんのですけど。このついている地図には載っていませんか。何か会長に聞いたら、パチンコ屋のところ入ったところやと。

男性委員 パチンコ屋、右に曲がるんちゃう。

辻本(恵)委員 そう、つきあたり。信号ありますね、パチンコ屋のベニスの、あそこの信号をこうね、左に曲がって、もう1つ信号がありますわ、その信号を渡った右側がポンプ場です。左側に何か運送屋さん、大きなね、ありますね。野田運送。あの、ベニスの次、信号のところのね。

事務局 当日、ちょっと入り口、外のところに職員、先に行って、立っておくようにしますので。あと、ここにも次第に書かせていただいていますように、梶のポンプ場、下水道部のほうと調整して、車はとめられるようにはお願いしていますので、車で来ていただいても結構なんで、よろしく願いいたします。

西口会長 ありがとうございます。皆さん方、説明、今、個々に説明やって、

旧の1号線、今、区道になってはいますが、ベニスってパチンコ屋がありますやん、そこを曲がってもらったら右側すぐですね、最初の信号越してもらったら、ちょっと上ったところの右手。それで、そこは道路、中、広い道路がありますので、そこで車は十分、皆さん方、車で来ていただいても置き場所がありますので、事前に事務局の了解をいただいておりますので、車で来ていただいて大丈夫です。あとはそこから、皆さん方歩いて、梶地区の農地7カ所、場合によっては・・・7カ所が若干変更で、少なくなるかもわかりませんが、梶地区って書いてはいますが、正式に言ったら梶と金田地区も入ります、ということで御理解をお願いしたいと思います。

山田委員 これ、以前の地図にも載っていますわ、これですわ。1の10の。

石田委員 そうですね。この左の、そうでんな、これですな。駐車場って書いている、これですもんね。

西口会長 こんな奥まで入ってもらわんでもよろしいで、手前で、置く場所も。

石田委員 入り口は、1って書いてある、ページのと書いてある、まだもうちょっと上ぐらい、この道路沿いやからね。

西口会長 その駐車場って書いているのは、市のほうの下水道の駐車場なんです。

石田委員 うん、そやから、梶ポンプ場の駐車場ですわ。

西口会長 ほか、何かございませんか、いいですかね。
事務局どうぞ。

事務局 一応、出欠確認を事前におきたいんですが、欠席される方、いらっしゃいますでしょうか。
皆様、出席でよろしいですかね、ありがとうございます。
以上です。

西口会長 よろしくお願ひします。農地パトロールというのは、農業委員会で一番重要な行事の1つやということで、ありがとうございます。
それでは、次に進みたいと思います。2. 報告事項「(1) 生産緑地の取得のあっせんについて」、事務局より説明をお願いいたします

す。

事務局 これは、令和2年9月7日付で、守口市長より生産緑地の取得について、あっせんの依頼がありましたので、ここに報告させていただきます。

先月の総会で少し触れた事項ですが、買取申出人は、
様で、買取申出の生産緑地所在地は、
菊水通 です。地目は 面積は m²です。

については、あっせん協力依頼先として、北河内農業協同組合に依頼しており、この10月16日付にて「不調」との回答を得ました。

今後の処理としましては、当農業委員会より守口市長あてに、その旨を報告し、生産緑地解除に向け、都市・交通計画課の主導のもと、手続が行われます。

以上でございます。

西口会長 説明が終わりました。

御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

今、事務局から説明ありましたように、「不調」ということで、買取がどなたもいらっしゃらないということになったら、これを受けて都市計画課が審議会を開催しまして、そこで審議されて、後、結果が出るという行程になります。多分、11月か12月ぐらいに開催予定やと思います。

何か御意見ございませんか。ないようでございますので、(2)のブロック別農業委員会研修の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、御説明いたします。

先ほど、会長からも御説明ありましたが、こちらは毎年開催されております大阪府農業委員会大会が、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、府内4地区に分かれ、地区別に農業委員会研修会をすることとなりました。

先般、10月2日に柏原市民会館リビエールホールにて、「農業経営継承に向けた相続対策」を題目といたしまして、全国農業会議所の専門相談員 氏による講演があり、当委員会からも11名の農業委員及び2名の事務局職員が参加いたしました。

なお、欠席された委員の皆様におかれましては、本日、その資料を配付しておりますので、御査収のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。今回、仕事の都合で欠席された方、仕方がない話ですけども、来年も多分、来年は多分1カ所で開催になるうかと思えます、ならんと具合悪い話ですけども、できるだけ都合をつけて、大事な研修会でございますので、皆さん御出席いただければありがたいなと思っております。来年はよろしく、皆さん方、御出席方いただきますようお願い申し上げます。

何か御意見ございませんか。ないようでございますので、その他、(1)の守口市都市農業振興基本計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、守口市都市農業振興基本計画について、説明いたします。

本基本計画案に伴い、令和2年6月1日から6月30日にかけて、市役所ホームページ、各コミュニティセンターにおいて、パブリックコメントを実施いたしました。市民の方や関係機関の方々から3件の御意見がございました。

その御意見も参考にし、都市農業における担い手の確保及び農地の保全、並びに都市農業に対する地域住民の理解により、安定的な継続を図ることを目的に、令和2年10月に守口市都市農業振興基本計画を策定いたしました。

本日は委員の皆様のお手元に、その概要と基本計画を配付させていただいております。

また、市ホームページにも掲載しておりますので、市内農家の皆様に御周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。この基本計画については、地域振興課のほうが中心になっていただきまして、忙しい中、時間を割いて、基本計画をつくっていただきました。農業委員の皆さん方、これをごらんになっていただいて、今日は皆さん方、ごらんになっていただいて、また後、改めて御意見あれば、また伺いたいと思えます。具体的話になりましたら、いろいろまた推進の方向について、事務局ないし我々ともお話を進めて、よりいい方法で進めていきたいなと思えます。

これが守口農業の羅針盤でございます。先ほど女性農業委員会の活躍推進有識者懇談会というのを言いましたけども、その中でも方向づけについて、女性の参画を考えようということで、全国的には女性の活躍をお願いして、方向的にも参画いただくという話ですけど

も、ここでは農業委員の皆さん方、これを1つ、ごらんになっていただいて、守口の農業の方向づけをやって・・・、いろいろ御意見、また出していただければと思います。

あとは具体的に、この辺の話はまた守口で進めています四者会議といえますかね、守口市の地域振興と農協と都市農業研究会、それで農業委員会と四者会議あたりにも俎上にのせて、また検討を進めたいなと思っています。

今、何か御意見、この基本計画について、何か御意見あれば頂戴したいと思います。

この基本計画、前にも話しましたが、大阪市が最初にやっています。それで、次に、豊中市がやっています。で、北河内では、交野市がアクションプランという形で、交野市が計画を立てておられます。ほか、農業委員の皆さんで、御意見あれば頂戴したいと思います。

基本計画はまた、時を改めて、皆さん方の御意見、また頂戴できるとありがたいなと思っています。

それでは、(2)のほうに移っていきなと思っています。守口大根圃場整備について、守口市都市農業研究会の会長をしていただいています木村委員より、現況等のお話をいただければありがたいなと思います。いろいろ苦勞いただいております、木村委員よろしく。

木村委員 皆さん、こんにちは。木村でございます。守口大根の圃場整備についてですけれども、畝づくりから種まきまで、皆さんに御協力もいただきまして無事に終わり、今ですね、順調に成長しているところでございます。今年は、1列だけですが、順調に育ってまして、いい感じになっているかなというふうには思っています。

これから約1カ月ちょっと、12月に収穫をしたいなというふうには思っているんですけども、今のところ12月10日、木曜日を収穫祭として予定を、12月10日しております。朝の9時半から行おうかなというふうに思っておりますので、また皆さんの御協力賜りましたら、うれしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、今、守口市の都市農業振興基本計画の中にも、伝統野菜の継承ということで、守口大根が、継承していこうということで、基本計画の中にも入っておりますので、今後できる限り、守口大根を継承していけたらなというふうにも思います。これも都市農研だけではできませんので、また皆さんのお力をおかりできたらなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。例の、この守口大根については、農業委員さんも、暑い中、いろいろ行事に参加いただきまして、ありがとうございました。今、木村委員から次の行事の話が出ていました、よろしく願い申し上げたいと思います。基本計画のほうにも、なにわの伝統野菜のことが出ておりますので。

男性委員 予定ですよ、12月。

木村委員 12月10日に、はい。

男性委員 決まりですか。

木村委員 もうその日にしようと思います。予備日をもっていないので、ちょっと天候は不安はありますけど、また天気等見て、その日やめるようであれば、また連絡は入れるようにさせていただきます。

辻本(恵)委員 すみません、エイフのほうから、守口大根、私、難波の伝統野菜やからね、今年、保健センターの調理室でさせていただくようになっていたんですけども、12月まで調理室使えないそうなので、会議のときに皆さんに1本ずつぐらい持って帰っていただいて、野菜の研究をしていただくということを今、三役さんが相談されているので、その連絡がもし来たら、4、50本はちょっと売れるかなと思っております。

木村委員 ありがとうございます。

辻本(恵)委員 まだ、本数とか、そういうのはまだわかっていないんですけど、会員さんがそれぐらいおられますので、ちょっとその方向に向けていただけたらなと思っております。

木村委員 わかりました。

辻本(恵)委員 で、その掘った当日が、昼から定例会なので、そのときに皆さんに持って帰っていただくように、配達。

木村委員 ありがとうございます。

辻本(恵)委員 以上です。

木村委員 ありがとうございます。守口大根も、今、エイフさんから、そういう研究をしていただけたということもありまして、また12日にはですね、JA北河内農協の農業まつりも開催されるということで、そこにも守口大根出してもらえないかという御依頼もいただいておりますので、またそちらにもお持ちさせていただこうかなというふうに思っています。

辻本(恵)委員 それと、12月15日火曜日に、東部コミュニティセンターですね、新しくなった、あそこで3密を避けて料理をすることになっておりますので、そのときにまた大根をお願いしたいと思います。まだ、今、人数確認は10人以内ということなので、あれしていますので、市民を集めてということなんですけど、エイフからの主催でやらせていただくということに今、なっております。それが15日の火曜日ですね。
以上です。

木村委員 15日の火曜日、わかりました。ありがとうございます。
以上です。

西口会長 守口大根、今年いろいろ管理をやっていただいたんですけども、守口大根もシンクイムシというものの被害にあっております。何もその守口大根だけやなしに、ふつつ、皆さん方がつくっておられる大根も、かなりシンクイムシが発生しております。ちゃんと粒剤、殺虫剤をやられている方は、まあまあクリアできていると思うんですけども、されていない方は、かなり飛び飛びになっておるんではないかと。シンクイムシがかなり発生しました。

それと、ついでに言いますと、水稻、稲のほうでは、ウンカが大発生してしまっていて、長い間、発生していなかったんですけど、うかつとしとったら粒枯れになっております。ということで、皆さん方、ウンカの発生の動きは御存じやと思いますけども、東南アジアのほうから偏西風といいますか、底流のジェット気流みたいなのに乗ってね、大体1日からせいぜい2日ぐらいで日本へウンカが飛んできよりますねん。そやから、うかつとしとったら、秋ウンカはもうすぐに、稲の汁をつつつつつ吸って、一晩で粒枯れ状況にします。ちょっと安心されている方は、皆さん、粒枯れになって、ひどいとこ

ろは3割減ぐらいになっていますかね。ということで、今年は病害虫の発生が多いです。

それともう1つは、ジャンボタニシも発生多かったですね。違いますかね。・・・さん、どうでした、大久保のほう、ジャンボタニシのほう。

男性委員 例年のことですね、多いですね。どうもできませんね、薬剤しか。

西口会長 ついでに言いますとね、農水省のほうもまた、野菜の病虫害の発生報告を出しています。ハスモンヨトウとってね、ヨトウムシ、これがつきよったら、もう里芋はほとんど収穫時期なんですけども、葉っぱ、一晩でもう骨状態にしてしまう。大きい里芋の葉っぱでも、一晩でみんな食ってしまいよるといふぐらいの、ハスモンヨトウというのが発生していますよという予報が出ています。

もう1つは、シロイチモンジヨトウという、これはネギをつくっておられる方が要注意で、ネギの葉っぱ、中まで入ってしまいます。だから、なかなか農薬をやったかて、葉っぱの中へ、芯のほうへ入ってしまって、なかなか効きづらいということで、農薬をやる場合は、ちょっと浸透性のある農薬をやらないと、ただ単なる殺虫剤だけでは効きが弱いというようなことがありますので、また皆さん方、ネギとか野菜も、またヨトウが発生しとるでというようなことを情報提供を、野菜をつくっている方にさせていただけるとありがたいなと思っています。

それでは、守口大根関連はこれぐらいで終わらせていただいて、(3)のその他の件について、事務局もその他は、ありますか。ないですか。

事務局 特にございませぬ。

西口会長 皆さん方、その他の案件で、これは農業委員会に言うとかないかんというようなことがありましたら、御意見いただけるとありがたいと思います。

久保田委員 先日・・・いただいた・・・町のところで、挨拶をして回ってきまして、藤田■■■■の■■■■の2軒、訪問してきまして、挨拶、■■■■宅と■■■■宅ですね。この中でですね、■■■■宅で聞いた話を、・・・報告しておきます。

こちらは、老夫婦2人だけで、子供はいらっしゃらない。現在、畑

はあるんですけどね、奥さんに聞いたんですけど、夫の妹夫婦に任せて畑を耕してもらっていると。野菜等を生産している。実際に、畑見てきましたけども、・・・とか何かいろいろ野菜を生産されていました。で、老夫婦ですので、今後、この畑をですね、妹夫婦に任せていきたいと思っています。このことを、数年前に守口市に何か相談したんですけども、名前が違うのでできませんというふうに言われたとおっしゃっていました。

それで、私に、依頼はされていませんけども、そういう話がありましたので、私としては、農業委員として、農業を継続してもらうことが一番大事なんですと、・・・言ってですね、別れました。そういう話がありました。報告だけしておきます。

西口会長 皆さん、聞いていただいて、わかりましたか。その他の意見、ありましたら、頂戴できるとありがたいですけどね。

男性委員 1点だけいいですか。今度の11月12日の重点パトロール、格好はきたない格好、それとももっと・・・

男性委員 ふつうの格好でいいんじゃないですか。

田中委員 重点パトロールはスーツ姿です。

男性委員 そこで。

田中委員 ふつうの、腕章を、以前渡しました腕章とグリーン帽子。で、ふつうの・・・感じ、・・・。

男性委員 ですよ、農作業の格好・・・

田中委員 農作業でも、後で、重点パトロール終了後、意見交換会、庭窪支店であるんですよ。

事務局 会議室のほう、予約してまして、そこで簡単な意見交換をした後、ちょっと先になるんですが、一応、農業委員会だよりのほうに、その農地重点パトロールの風景の写真をちょっと掲載しようと思っているので、動きやすい格好で大丈夫でございます。

田中委員 会議室はじゅうたん、マット・・・ますもんね。長靴じゃなくて、

スニーカーか。

男性委員 1時間ぐらい歩きますねんね。

辻本(恵) 類 もうちょっと歩く。場所によりますけどね。

田中委員 必ず帽子と腕章だけは。久保田さんの内容はどれやったっけ。

男性委員 ちょっと久保田さんの話ね、これ、重要な話やなと思って聞いていたんですけどね、これはどうなんです。本人さんが、名義人さん、所有者が耕作をできなくなると同時に、依頼をしたい、例えば管理を任せたい、そういう趣旨のことだろうと思うんですね。で、その場合ね、どういう手続なんかをしながら、その農地を管理していけるのか、農業委員会としてどうするのかということは、ちょっとお聞きしたいですね。

辻本(恵) 類 死ねば譲ってもらえる。

男性委員 いろんな通知が行って、もう話にならないから・・・何か手続きがあるのかなということだろうと思うんですよ、この話は。

中東委員 家族だったら、同じ名字だったらね、行けるけど、名字が違うからだめやって言われたって言うてはったけど、妹さん夫婦やからね。

男性委員 主人の妹夫婦、そやから名前が違う。御主人の妹さん、名前が違う。その人が、妹夫婦さんがその畑を耕しているということ。だけど、名義は変わってくるやん。名義は変えられへんと思うけども、その耕作者が、例えば委託になるのか、依頼して、その人が管理人になるのか、その辺の制度としてどうなのかなという、その話だと思うんですよ。

西口会長 ちょっといいですか、私、余りちょっと耳も遠いし、皆さん、マスキして話されているんで、聞き取りにくいんでちょっとごめんなさい、ピンぼけになるかもわかりませんが、当事者がもう耕作ままならん、それで親戚の人もままならんという場合、いろんな具合悪いというような形はどうなるという話があります。これはだんだんふえてくるかと思えますけども、それを含めて国のほうは生産緑地の賃借法、一般、何も農業経験がない人にも貸しましょうと。で、

それはちょっと審査もありますけども、農業に関心を持って、農業できる技能をお持ちの方にはお貸ししましょうという制度ができています。

で、今回もブロック長、来ていただくのは、その辺の生産緑地の賃借法の仲介の立場に立っていただくと思う考えが1つあります。で、具体的に言いますとね、中河内のほうでは、中河内農協のほうが生産緑地に、一般の大学を出た女性の方にその土地をお貸しされています。その当事者の方は、農業のことはずっとわかるんで、その大学卒の女性の方にいろいろアドバイスをされる。中河内農協がその辺のマッチングといいますかね、仲介をされています。で、今回も守口もそういう事例が出るかもわかりませんので、農協のブロック長をパトロールのときに同行いただきたいなということで、私はもうブロック長にもその辺のお話もさせていただいて。

たまたま、今日は基本計画の話がありましたけども、ブロック長のほうも、余り言うたらいかんのかな、意見も出していただいています。生産緑地のほうにもやっぱり、農協のほうも対応せないかんという、この基本計画に向けてパブコメを出していただいています。ちょっとピンぼけかもわからんけど。

男性委員 いやいや、おうとるけどな、ちょっと今、農協がね、例えば間に入って、その橋渡しをするとか、そういうお話だったと、今思うんですね、その農協の役割は。しかし、現実には生産緑地としてね、どうしていくのかということのてんまつが今、なかったんでね。それは、農業委員会はどうですか。

事務局 生産緑地につきましては、農業委員会事務局、都市計画のほうが管轄していますので、その辺ちょっと確認のほうでちょっとお時間をいただければなと思います。指定を出すのは都市計画のほうになっていますので、生産緑地の部分に対しましても。

男性委員 生産緑地はふえておられるんですよね、・・・そしたらね、じゃあ、それを管理される方の・・・どうしたらいいのかなという、任せたいねんけど、どうしたらいいのかなという相談になると思うんですね。これをやれるような形というのは、どうかなということですね。

事務局 そうですね、その生産緑地の指定を出すときに、その方の所有ということで、指定を出していると思うんですね。それを例えば、その生産緑地という部分に関して、それを賃借していいのかなということ

とになってくると、また都市計画法とかその辺の部分、絡んでくるかなと思いますので、ちょっと確認のお時間いただきたいなというところがありまして。

久保田委員 先日訪問したときは、特に依頼はされていないんですけどね、ということだと。数年前に、守口市の方に御相談申し上げたというようにことまで言われたもんですからね、で、この場でちょっと報告しておこうと思って。

事務局 先ほどの例で言いますと、・・・お亡くなりになって、・・・される方が農業をされ・・・。

山田委員 4年前やから、法改正の前やから。

事務局 というような形なんですけども、そのことについても、ほかの人に貸すとかそういう話は出ていなかったんですけど、先に都市計画のほうにどうしたらいいかという・・・都市計画のほうから先にそういう、・・・ないというので、・・・というような形になりますので。

久保田委員 すみません、ちょっと今、この方のおっしゃったのは、妹夫婦に任せたいと。

事務局 妹さん、身内ということですよ。

久保田委員 そうそう。主人のほうですよ、奥さんから聞いた話ですけどね、私の主人の妹夫婦に継がせたいと、農業のことについてね、農地もろもろ、今後の栽培とかを、全て・・・

山田委員 去年、その方のところ、行きましたよね。

田中委員 ・・・の人に貸すというね。

事務局 いろんな形で・・・それは例えば・・・いいんかどうか・・・になってくると思うんですね。その・・・指定・・・ときに、そこで所有者を変えてしまっているのかというのを。ただ単に使用するだけならいいのかとか、その辺の部分、ちょっとしっかりと・・・すみません。

西口会長 ちょっと申しわけないです。ここでは、ちょっと具体的話、私もわかりません、事務局のほうも具体的話はちょっとわかりづらいところもありますし、お話しされてるの、私、耳つんぼみたいな状況で、さっぱり聞こえていないんです。また、個別で、私も勉強させていただきまますし、また・・・さんも教えてください、具体的にどう進めるかについて、また相談させてもらったらありがたいなと。

この委員会では、ちょっと今、いろいろ意見、ちょっとしゃべりづらいんで。個別でまた、後はその辺の事例については、農業委員会でこういう話に持っていきましたという話は、委員会でまたお話しさせていただきたい。ここではやりとりが、ちょっとしづらいで、申しわけない。

石田委員 ただね、今言うてはるのもよくわかるんですけどね、農業委員会憲章の中でね、もともとどうたっておられるようにね、市内の農地をどう維持管理していくかということの中ですやんか、そうでしょう。で、そんな中で、個別でね、いろいろディスカッションされてね、答えだけ委員会で言いますというの、それは農業委員会の中で、そんな個別の話をやっても前へ進めへんのわかりますけどもね、中に入りたい人は多分、たくさんいてはると思う。この農業委員の委員さんの中でも。

で、その都市農業の守口市内の農地の中でね、皆さん、頭の中で悩んでるのは、後継者いてへんかったら、後はどうしたらええねんと。そやけども、先祖から預かった土地は維持したい。相続税も払うの大変やと、どうしたらええねんということの中でね、今、言うてはる生産緑地やっています。で、歳いってきた、で、管理ができへんから、どうしたらええねん。そんなら、貸したらええやんかという話になってくるんやろうけども、じゃあ、そしたら貸したら、生産緑地としての例の特典受けられるの、農地の場合は小作料とかいろいろありますやんか。そんな具体的な話とかね、聞きたい人は多分、聞きたいと思います。

そやから、そういう場をね、農業委員会とは別個にね、そういうお話をされるときは、日と時間を決めてね、今度、こういう話をする、もし興味のある人は集まってくださいというふうな形をとっていただいたらね、農業委員会とは別にね、そういうお話できるし、情報交換もできるし、最終的には、守口市内の農地をどう維持していくかということのね、お話になっていくと思うので。

ここで憲章で、確かに・・・皆さんに目を通していただいて、農業

委員会憲章、それで守口市の農地を守りましょうと、確かにそんなんやけども、現実にやろうとしたら、いろんな問題が複雑過ぎてね、多分理解していない、理解できないと思う。そやけど、その農業委員会憲章の中で、守口市の農地を守っていこうとするならね、そういう具体的な話の中から進めていかんと、憲章を暗唱して読んでるだけではね、余り意味ないん違うかなと、僕は個人的にそう思います。

西口会長 石田委員から、ええ意見出していただきました。生産緑地の賃借法では、今、石田委員がおっしゃっていただいたQ&Aみたいな形の資料が出ていたと思うんです。で、その辺はまた、農業委員会にまた・・・させていただいて、・・・で、いろんな具体の事例のQ&Aが出ていたように思います。私、今、ちょっと資料をなくしていますけども、地域振興の前でも生産緑地のそのQ&Aみたいななんあったん違いますかね。

石田委員 だから、そのQ&A読んでいてもね、要は生産緑地として維持、適法というのかな、法の趣旨にのっとる、あるいは相続のときに生産緑地として認められる、あるいは今度、法改正で、何か10年間で、今までは30年間やったけど、今度10年間ごとにこうなっていくますとか書いていますやん。そやけど、その中の基本はね、みずから農地を維持する人、みずから耕作する人、そやから人を雇って耕作しても、みずから耕作していることになるんやけどね、土地を貸してどうのこうのって言うてしまうと、生産緑地法の中で整合性がないん違うかなと僕は思うからね、そんな話をやってもね、人に貸すのは自由ですよと、農地であろうと宅地であろうと。でも、その中で、生産緑地としての法の適用を受けられる、相続税の納税猶予の制度が受けられるかどうかということの根本が崩れてしまうとね、自分の土地やから貸すのも売るのも、自由ですよんか。農地であっても、何であっても、そうでしょう。

西口会長 はい。そやから、今、石田委員、・・・で、ぐちゃぐちゃになるやんかという話があります、・・・また事務局のほうから、生産緑地の賃借法の解説版を国のほうからも出ていますんで、また農業委員会のときにお配りさせていただいて、その中で、いろいろ議論を深めていきたいと思います。

貸借のあれ、税金の関係もいろいろ出ていますので、もう一度、前にも資料はお配りさせていただいたと思うんです、今、現農業委員

さんには、前段階の、前の農業委員会の資料がありますので、また資料は皆さん方にお配りをさせていただきたい。

また、事務局、お世話かけますけども、生産緑地の賃借法の具体にわかりやすく書いてあるあれがあったと思います、私も家に帰って調べたら、あると思います。そやから、今、石田委員が言っていたいているあれも、その辺の解釈なり、説明なりも出ていたと思います。

それ以外で、何か御意見あれば、頂戴したいと思いますけども。

これ、皆さん方から意見いただくときね、マスクされていたら、余計聞きづらいんですよ。ちょっと発言のときだけ、これ、あきまへんかな。ちょっと外して、物を言うて。できるだけ、つばを飛ばさんような形でできたらええけど。私は歳いったんで、余計耳が遠くなって、マスク越しに聞いたら、余計わからんようになってしまふんで。

田中委員 今ね、石田委員さんがおっしゃったようにね、私自身も父が歳いって、それで仕事もあれ行っって、今、農作業というか農業についているんですけど、でも次の世代が本当に、担い手がいないんで。で、やっぱり、そういうふうな守口の農地を守るといふ、それに今、憲章の中で言わはったんですけど、やっぱりそういうような方々が多と思うんですよ、今言わはったように。

そしたら、今、できないから身内にしてもらっている、でも身内がいなくなったら、どなたかに貸す。でも、貸したいけど、なあなあでやればいいいけれど、本当にそれが、その中で、金銭問題も出てくる、いろんな問題が出てきたら不安なんで、それを今、何というんですか、交野とか枚方が担い手、請負事業かな、そういうなのが、JAがしているというのを聞くんですよ。

でも、私、実際に、少し、ただ何か立てるときに、少しだけ足らなかったのに、内々でできるんかなと思っていたら、本当に都市計画課にとか、そういうふうな納税とか、いろんなそういうふうな手続があったので、だから、やっぱりどういうふうにしたら保っていけるか、だからそこのところをね、今ね、都市計画課言いはりましたけれど、ただJAさんだけじゃなくって、やっぱりいろんなことが皆さんの心配な農業の方々を集めて、会議、こんなですよと言う前に、形、どういうふうになったら税金がどうなる、こうなる、で、このぐらいだったら都市計画に・・・とか、いろんな段階がありますでしょう。そういうふうなんをもっと事務局、事務局というかそちらが調べていただいて、その段階で煮詰まったら、そういうふう

な、これからの担い手の都市、守口の都市の農業地を守るためには、こういうふうな段階とかありますよという会議をね、会議を持つのは、もう本当にまだまだだと思うんですよね。違いますかね、石田さん。私、ちょっとわからないんですけど。

石田委員 いや、そこまで事務局に求めはったら、かわいそうやわ。

田中委員 かわいそうですかね。

石田委員 そら、そうやわ。

田中委員 でもね、その調べると言っても、本当にJAさんがどこまでね、今、やってはるのかわからないし。

石田委員 いや、だからね、僕個人的な考えからしたらね、その農業委員会でそれを議論するというのはね、ちょっと違うなと、農業委員会でね。

ただね、農業委員の中、あるいはそういう農地を持っておられる方がね、将来、守口市の農地をどう維持していくのかということの中でね、歳いって耕作できへん、死んだ後、誰も相続する者がいてない、農地を維持していく者がいてない、相続人はおるんやけどね、農地を維持して・・・ほな、なんで相続人が農地を維持できへんのやってなったときに、今までやったことないからできへんということですよ。ほな、じゃあ人を雇ってやったらええねんとかいう話になってくるんやけどね、そのときに生産緑地なり、相続税の納税猶予の適用を受けるにはどうしたらええねんということですよ。

今、さっき言うていたようにね、例えば都市計画の人間にね、言っても、もう法律はこうなっていますよ、後は皆さん、御自分の所有している農地やねんから、自分でその法に触れんように管理してください、もう、それしか多分言えへんと思う。

田中委員 そうですよ。

石田委員 都市計画の職員もね、その法に合致するかしないかということは判断できてもね、どないして農地を維持していくんやと、そこは持っている人が考えること・・・になりますやん。だから、せめてね、そういう農業委員の中でね、守口市の土地を今後どうするかというお話が今あるんやからね、せめて農業委員だけでもね、農業委員という身分を外してもよろしいやん。そういう農地をこれからどんな

ふうに維持していくのが一番いい方法なのかというのをね、問題点を出してさ、その問題点を解決するのにどうするかというときになって初めてね、事務局のほうで悪いけど、これ、ちょっと調べてくれへんというのは、僕はありやと思うけども。

田中委員 でも、今。

石田委員 最初から事務局にやって・・・それはかわいそうや。

田中委員 久保田さんが、自分の携わっている土地に御挨拶に行きはったときに、即、そういうような問題というか、悩みを打ち明けはったということは、じゃあ、後で返事をどういうふうにしたらいいかというのが、久保田さんも四苦八苦するので、一応、今意見を言われたんですけど。

石田委員 だから、その辺をね、農業委員会として答えを出すのか、あるいはそれは、都市計画のほうでどうなっているか御相談するか、それをやらしてもらわなあかんねんけどな。

そやけども、そういう相談をされたからって言うてね、答え、誰もでけませんやん。そやけど、道筋だけは教えてあげたほうがいいと思う。その道筋を、どんな道筋があるかというのをね、農業委員会の委員の中で、あるいはそういう情報を持っている人とお話をするのがいいんじゃないかと、僕は思っている。

山田委員 この質問をされたのが4年前なんでね、農地の適正化に対する、その生産緑地のね、適正化に対する法律がね、まだ施行される前やと思うんですよ。

で、今回、その都市農地の賃借の円滑化に対する法案ができていますから、その専門家を、さっき言われた・・・そういうのがわかっている人を呼んできてね、聞かないと、我々の中で意見をやってみても、物すごく勉強しないと、ほんまに勉強したことで、それで十分なんかどうかもわからないですしね。一旦、そういうような質問を、その専門家に来て、講演してもらおうとかね、何かそういうことをやらないとあかんのじゃないかなと。

今は、基本的には貸していいということになっているんでね。2022年問題が起こるので、そういうふうに、今度、どういうふうに相続していくんですか、相続人がいないですねということで、この法律ができていますので。これできたの、2年前ですかね、だから、

4年前ではできていなかったんで、だめですというような答えになってしまった・・・

石田委員 それ、むちゃくちゃ縛りあるでしょう。だから、それ、我々わからない、法人に貸さなあかんとか、そんなんですやん、そうでしょう。・・・を得ないことには、その借受した人、法人なりが借受しはった人はね、これからの年次計画を出すわけですよ、そうでしょう。多分、僕、詳しくないけど、多分、そんな感じでしょう。

そやから、現実には法律はできているけども、実際の運用がそれ、できるかと言ったら、ほぼ無理やと。そんなん出して、相手方が受けてくれはって、それを年次計画出して、どんなふうに・・・ちょっと詳しくわからへんけど、何をどうつくって、どう維持していくかというのをね、計画を出して、それに対して、結果を報告していくわけです、法人が。でないと、適用されへん。こんなん、現実にはなかなか前へ進まへんのと違う。

田中委員 私の手伝っている1人のね、土地の方もね、できないからと言って、マイファームとか今、ありますやんか、そこに預けるよりも、知り合いというか、そういうふうな・・・に借りたい、貸農園したい、そしたらそれを手続ね、いろんなね、去年、浦川さんと調べたんやけど、めっちゃめっちゃ何かすごくややこしくって、簡単じゃなくて。だから、そういうふうな専門の方を来てもらって、講義してもらう前に、私らが何か・・・知っておかな。

石田委員 質問することがわからへん。

田中委員 そうです、そうです。もう本当に。

西口会長 土地の問題は、農地外して、大きく言って、土地の問題はね、えらい大変ですよ。例えば、死亡届は市に出す、法務局に何も届かないんですよ。法務局、検事云々のあれやっているところですよ。そやから、その辺をもうちょっと、土地の件でもやっぱり法務局と行政当局ともっとマッチング、セッティングせないかなという話もありますし、今、その所有者不明地というのが日本全体で行ったら9分の1倍ぐらいが所有者不明地になっています。ほんなら、2代、3代越したら、誰やわからんのです。みんな、日本に住んでいるだけやわからへん。アメリカに行っている、ブラジルに行っている、どこや、・・・。

だから、今、山田さん、意見出していただいたように、農地にかかわる円滑法、賃貸借のあれについては、やっぱり専門家の話を一遍、聞かせてもらって、具体的話、皆さん、農業委員からいろいろ出していただいて、その解決法があるかどうか、またどうかというような話がありますんで、一回、そんな機会、農業委員の研修会というような形で、その辺の対応は農業会議のほうも対応いただけると思います。円滑法、詳しい、事務局長も詳しいですから。その辺のお話は聞けると思います。そこで、また皆さん方、いろいろ具体の意見を出していただいて、農地のどういう形にするのがいいか、その辺の解釈、回答を求めていくのも1つの方法やと思います。

今、都市計画の方が見えていますので。

事務局 ちょっと先ほどの件で、都市計画のほうから、生産緑地の賃借、営農のほうの部分で、今、わかる部分でちょっとお答えしていこうかなと思いますので、ちょっと都市計画課の野口というものからちょっと説明させていただきます。

都市・交通計画課 すみません、市・交通計画課の野口と申します。

男性委員 座ってええよ。

都市・交通計画課 すみません、失礼します。いただいた話ですと、今、現に生産緑地に指定されている区域に対して、営農者さんがかわられる、実務的には賃貸借等の契約行為までいかないにしても、もしくは口約束等行った上で、当初、生産緑地を指定した当時の営農者と違う方が営農されるという事実が発生することについて、何か手続であるとか、法的な拘束力であるとかというのが発生するかというお話かと思えます。

こちらに関しては、生産緑地法という法律がございまして、平たく言ってしまうと、特に営農者さんがかわられることについて、生産緑地法上、何ら問題はございません。特に届出であったり、手続関係等も必要ございません。営農者さんがかわられることについて、法的な手続であるとかというのをさせていただく必要はございませんでして、生産緑地法上で、特に焦点を当てて語られていることというのは、あくまで生産緑地地区の区域内をずっと営農され続けた状態が維持されていることということが書かれています。ですので、実際に営農される方がどなたであったにしても、その区域の中が生産緑地として存続していれば、生産緑地法上、もしくは都市

計画法上、何ら問題はございません。

こちらに関して、営農者がどなたになったというところを、市役所に報告していただく義務も法的にはございませんので、次の営農者さんが決まったよということであれば、その営農者さんと現在の営農者さんでお話しただいて、契約等が必要なのであれば、そういう行為を踏んでいただいて、口約束でも問題ないよということであれば、そういうふうな内容で、営農者さんを変更していただくということだけでやっていただければと思っております。

石田委員 今の説明な、どういうのかな、例えば、僕が今、営農しています。で、僕、例えば病気とか年齢でな、ちょっとできなくなりました、しんどいと。で、息子にやらすと、僕まだ生きているねんで。息子にやらすと。その届出はしなくていい。今、届出をしなくて、僕は今まで主たる従事者やってんけども、できへんから息子にかわる、それは別に市役所に届出せんでいい。で、隣の人にな、ちょっと悪いけど、体壊したから、ちょっと悪いけど、かわりにちょっとつくってやと言って、それもオーケー、届出しゃんで。

都市・交通計画課 そうです。

石田委員 ただ、そのときにな、自分ができへんから、誰かにな、賃貸契約をしたとするやん、賃貸契約な、したときに、それは届出せんでいいんか。

都市・交通計画課 賃貸借契約等についても、こちら、現時点で生産緑地に指定されているエリアに対して、賃貸借契約を踏まえた上で、営農者がかわられるという場合についても、特に届出等は必要ございません。

石田委員 届出せんでもええけどな、じゃあ、そしたらな、その営農とかな、生産緑地の条件の中にな、みずから耕作するというのは絶対条件になっているんじゃないんか。

で、みずから耕作するというのはな、人を雇ってな、人に賃料を払って、賃料じゃない、人件費を払ってな、やってもらうのもオーケー、あるいは無償でやってもらうのもオーケー。な、それはわかるねん。みずから耕作するのは、何も自分が手をやらんでもな、人にお願いしてやってもらったらオーケーや。

そやけど、その土地を貸してな、貸して、賃料をもらうかもらわへんかは別にして貸して、それで他人、ほかの人にな、その土地を管

理してもらうねん。それでも生産緑地としてのな、それは認めるんか。固定資産税オーケーか、それで。猶予は受けられるのか。そこやんか、問題は。

生産緑地でもな、相続税の納税猶予でもな、土地をみずから耕作するというのは、これは絶対条件のはずや。それも何か、法律が変わってな、土地の賃貸借ができるとかできへんとかという話があるのはわかっているで。そやけど、今後もな、みずから耕作する、この大原則をくずしてもな、今言う、あなたが言っている生産緑地としてオーケーか。相続税の納税猶予を受けられるのか。はっきりしてよ、そこ。皆さん誤解したらえらいこっちゃで、これ。

都市・交通計画課 生産緑地法と都市計画法を所管しているのが、我々の都市・交通計画課という部署になっています。で、我々が所管している、つまり都市・交通計画課が所管している都市計画法と生産緑地法の法解釈の観点からお答えさせていただきますと、あくまでその生産緑地に指定されている区域の中の営農が継続されている限りは生産緑地地区は生産緑地地区として認められます。ですので、そこで賃貸借行為等がされていたとしても、その区域の中が生産緑地地区として存続されていて、現に営農もされていてということであれば、その営農者がどなたであったとしても、それは生産緑地地区として認められます。

で、先ほどおっしゃっていただきました税法上の取り扱い、こちらに関しては、すみません、ちょっと所管がまたがる場所がありますので、正確なところはちょっとお答えしかねるところですが、あくまで現況の課税というふうにお伺いしています。ですので、同じくですね、営農行為がされていて、現況が農地として認められている土地に関しては、生産緑地として存続されているよということを都市計画部局から、その担保がとれているところに関しては、生産緑地地区としての課税をしているというふうに聞いておる次第でございます。

石田委員 ごめん、後半ちょっとわからへん、生産緑地として認められているけども、一般宅地として課税されているところがありますという、今、ものの言い方か、それとも生産緑地として認められていて、それで課税は、農地としての課税をしていますということか、どっちやねん。宅地並み課税は受けんでもいいということを行っているのか、あなたは。

都市・交通計画課 現に。

石田委員 だから、生産緑地としてな、認められていたらこうですというの、わかるがな。ほな、生産緑地と認められへん場合はどんなときやねん、逆に聞くわ、俺。都市計画課がな、この土地は今まで生産緑地として認めました、認めています。ほな、これをな、認めないときって、どんなときやねん。あなたの言い方やったら、僕はないように聞こえるな。

一旦、生産緑地として指定したらな、相続がない限り、ずっと生産緑地か。30年とかいう問題もいろいろあるけどな、その年数は別にして、今度は10年になるけどもな、年数は別にしてな。もう、一旦、指定したら、それはずっと変わらへんのか。変わる場合はどんなときやねん、それを教えてくれ。

都市・交通計画課 こちらに関しては、生産緑地法という法律と都市計画法という法律で取り扱いが異なっております。

まず、生産緑地法という法律の解釈からお伝えさせていただきますと、生産緑地法には買取申出という手続きがございます。その現在の、指定されている生産緑地地区について、存続が難しくなった場合に、その土地を、生産緑地を公共施設の用地として買い取るか買い取らないかという判断をしていただきたいという申出をしていただくという趣旨でございます。

石田委員 わかってるやん、そなん。そなんわかってるから、今日のな、農業委員会でも議題でもな、JAに買取のあっせんをしていますとかいう議題があるやん、そなんわかってるがな。

それじゃなくしてな、あっせんするということは、もう自分は農地としてはもういいですよと言っているわけやん。生産緑地として自分がな、固定資産税の適用も受け、納税猶予の適用も受けや、相続税の猶予も受けや。そのために、農地をどないして維持していくかということ、皆さん悩んではると思うねん、そやろ。

買取制度ありますって、そなんわかってますやん、買取制度あるの。そやけど、自分でできへんかったら、買取制度・・・生産緑地やったら買取制度出さんなあかんのやろう。自分から勝手にな、いや、もうできへんようになったから、ほんなら業者呼んで、不動産業者呼んできてな、悪い、この土地、ちょっと処分して、買うてくれやと。できへんやろう、一旦、市なりにな、買取の申出をせなあかんわけやん、ちゃうん。それで、買取ができへんようになったら

な、じゃあ、そしたら、御自分で処分していただいても結構ですになるのやろう、違うの。そなんんわかってるがな。

都市・交通計画課 おっしゃっていただいているとおりです。で、生産緑地法上、生産緑地でなくなる取り扱いになるタイミングというのは。

石田委員 どんなケースやねん。

都市・交通計画課 その買取申出をしていただいた後。

石田委員 わかっとるわい、そんなことぐらい。買取とか、そなんんじゃなくしてな、農地として維持、保全をしたいという前提で、物を言っているわけや、今。手放して、どうのこうのなんか言うてないと思うで。

男性委員 生産緑地自体がな、何にかかっているか、何にされているかと考えたらな。生産緑地というのはな、土地に許可されている、農地法でな。そしたら、それは今、言うてはるように、現状が農地であれば、生産緑地として認められた状況が変わらない限りは、生産緑地として存続するわけ。そこはもう言うてはるとおり。

石田委員 そのとおりや。

男性委員 ただ、単なるつくり手だけの状況によって、今、こんないろんな議論されているけども、つくり手が、例えば同じ百姓屋さんが買えば、同じ、そのままずっと生産緑地としていけるわけや。だから、人については生産緑地法ではなしに、これは全て農地についてのやから。

山田委員 土地についてある。

男性委員 だから、そっからしたら、状況の事情変更さえなければ、私は生産緑地として、全て認められているべきものやという解釈をしているねんけどな。

石田委員 ちょっとちゃうな、そこは。

田中委員 そこに金銭的なあれがあったときに、納税が。

男性委員 金銭は、・・・こちらとか難儀するで、わからへん。

事務局 先ほど田中代理が言われたように、ちょっとね、都市計画のほうと農業委員の事務局のほうでですね、先ほど石田委員とかおっしゃっていただいているように、例えばその生産緑地をいろんな人にまたがって貸して、貸農園みたいなファームして納税猶予を受けているにもかかわらず、貸して、そこで例えば利益が上っている、そういうQ&Aみたいなものを、ちょっと一緒に、ちょっとわかりやすいのをつくらせていただく時間をちょっといただければ、多分次の、時間をいただくんですけど、次の委員会総会までにちょっとお時間をいただきたいなというのがございます。

辻本(恵)委員 利益を得ているところと得ていないところがあるということやな。

事務局 そうですね、変わっていても農地であれば、農業をしていけば、それはわかったんですけど、例えばそれを、利益目的に貸して農業をしていると、自分は何もせずに貸しているだけとか、いろんな問題が出てくると思うので、細かいところをちょっと。

石田委員 いや、違う違う、違う、違う。こんなんな、その土地を貸してな、お金をもらっている、もらってへんなんか関係ないねん、その土地をな、生産緑地として指定されたその農地をな、生産緑地として引き続き認めもらうためにはや、そこから金をもうけるとか金もうけてへんとかちゃうねん。みずから耕作しているかしてはんかというのは一番の基本やって、俺言うているやんけ。それが間違っているんやったら言うてくれ。みずからが耕作するのは、何回も言うけどな、人に貸して、賃料払ってな、人件費払ってやってもらうのも、みずから耕作していることになるやんけ、そうやろう。自分の身銭切って働いてくれって、人雇っているのと一緒やん。

男性委員 そしたら、そのみずから耕作するという定義をな、はっきりさせてもらたらええやん、な。そしたら、それでええやん。

事務局 わかりました。

石田委員 それが一番根本や。

辻本(恵)委員 誰がしていても、みずからしているという筋やな。

男性委員 だからな、そのな、人に貸しててもや、自分から指示して貸しているねんから、みずから耕作者になるんですよという解釈なのか、いや、手を汚して働いているのがみずからなんかというな、そこの定義をはっきりしてもらったらええやん。

石田委員 だから、生産緑地として認められるな、必須条件はな、どういう条件や。それで、その条件のためには、これも条件オーケーです、これもオーケーです、ただ、これはあきませんという、そこや、今、そやろう。

西口会長 賃借法ができてね、円滑法というのができたんは、その辺の自分が、みずから耕作するというの、範囲が大分広げてくれはったと思うんです。絶対に、石田さん、相続して、石田さんがつくらなあかんと言ってへんねん。貸してもよろしいで、ちゃんとその石田さんの農地を、野菜つくろうと、コメつくろうと、ちゃんとやってくれはったらよろしいという話です。それで、こないだも野上大臣の話もやりました、農業と福祉を連携しましょうというような話もあるんです、ね。そやから、福祉も、貸してもオーケーでっせという話になってきとるんですよ。

そやから、もう石田さん言ってるような、俺がつくらなあかんというような、そんなかたい解釈、ちゃんと農業、農地として使用されたらオーケーですよという形になってきているんやと思うんですよ、私はですよ。

石田委員 そのとおりでっせ。いや、一番、ここで問題になるのは。

西口会長 そやから、石田さんが言うてはったら、契約してね、その辺が今までからずっと問題になっとるんですよ。それが農業委員にかかわるような話ですわ。耕作権云々の話がおまんねん。そやから、契約も1年以内に契約しましょうって、そんな話もあるぐらいでね、また貸す場合でも、契約書なんか結ぶの嫌がるわけですよ。わざわざ耕作権を継ぐような契約を、誰もせえへんですわ。そやから、今まで貸農園でやる場合でも、契約書は1年以内の契約です。

だから、余り、我々から難しくせんでもね、政府のほうがもっと易しい解釈、広げてきてくれているねんから。宅地並み課税せえへんねんから。その辺がちゃんと確認できるように、また農業会議か都市計画、しかるべき、ええ先生いてはったら、一遍、その辺の勉強

会しましょう。

これぐらいでよろしいですかね。ほか、何かなければ、これぐらいで。大分時間もたってきていますんで、これぐらいで閉会をしたいと思えますけど、よろしいですかね。

事務局 この後、総会終了後ですね、引き続き、ちょっと休憩をおきまして、検討委員会ということで、資料の末尾にやっています検討委員会、前回の総会で決めさせていただきました西口委員、田中委員、木村委員、久保田委員、辻本卓郎委員、中東委員、山田委員ですね。
内容としましては、・・・発行します農業だより・・・というような・・・で行いたいと思えますので、よろしく願います。
以上です。

守口市農業委員 署名委員

辻 本 恵美子

辻 本 卓 郎